

H23.5.2

東日本大震災被災者支援情報をお知らせします。
掲載内容の詳細については、各担当課にお問い合わせください。

制度	対象および支援内容	申請に必要な書類等	担当課														
災害見舞金	<p>◆対象 居住する住宅（物置・納屋を含む）が被害を受けた世帯</p> <p>◆内容 5万円＝住宅の全壊 3万円＝住宅の大規模半壊 2万円＝住宅の半壊 1万円＝住宅の一部損壊または、付属家屋の損壊</p> <p>※くわしくは裏面をご覧ください。</p>	<p>①災害見舞金申請書</p> <p>②被害箇所の写真</p>	総務企画課 ☎68-1111														
住宅の応急修理（災害救助法関係）	<p>◆対象 家屋が半壊・大規模半壊・全壊の世帯で応急修理を行うことによって避難所等へ避難を要しなくなる世帯。ただし、対象となる修理箇所は台所、居間、風呂、トイレなどに限ります</p> <p>※半壊の場合は、前々年の世帯全体の年収等に対する所得制限があります</p> <p>◆内容 1世帯当たり52万円を限度に修理</p>	<p>①所定の見積書</p> <p>②申請書</p> <p>③世帯全員の住民票</p> <p>④世帯全員の所得証明書</p> <p>⑤り災証明書</p> <p>⑥要援護世帯で申請する場合は、それを証明できる書類</p>	総務企画課 ☎68-1111														
生活関連 被災者生活再建支援制度	<p>◆対象 住宅が全壊または大規模半壊した世帯</p> <p>※住宅が半壊または大規模半壊し、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどし、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理に高い経費がかかるため住宅を解体した場合には該当になる場合があります</p> <p>◆内容</p> <p>住宅の被害の程度により支給する支援金(基礎支援金)</p> <table border="1"> <tr> <th>被害の程度</th> <th>全壊等</th> <th>大規模半壊</th> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <table border="1"> <tr> <th>住宅の再建方法等</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>アパートなどの賃借</th> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>※一人世帯の場合の支給額は上記の3/4の額</p> <p>◆期間 災害のあった日から 基礎支給は13カ月の間 加算支給は37カ月の間に申請してください</p>	被害の程度	全壊等	大規模半壊	支給額	100万円	50万円	住宅の再建方法等	建設・購入	補修	アパートなどの賃借	支給額	200万円	100万円	50万円	<p>①被災者生活再建支援金支給申請書</p> <p>②被害認定調査（専門家が調査します。取り壊しする前にご連絡ください）</p> <p>③住民票または外国人登録証明書</p> <p>④預金通帳の写し</p> <p>⑤加算支援金を同時に申請する場合は契約書等の写し</p>	総務企画課 ☎68-1111
被害の程度	全壊等	大規模半壊															
支給額	100万円	50万円															
住宅の再建方法等	建設・購入	補修	アパートなどの賃借														
支給額	200万円	100万円	50万円														
住宅再建等に伴う一時転居者支援事業費補助金	<p>◆対象 り災証明において①全壊②大規模半壊③半壊の判定を受けた世帯</p> <p>◆内容 自己住宅を再建または補修する期間、一時的に民間賃貸住宅に入居する場合にその家賃の全部または一部を補助（家賃実額月4万円上限）</p> <p>※被災者生活再建支援法適用者を除く</p> <p>◆期間 原則6ヶ月間</p>	<p>①申請書</p> <p>②り災証明書</p> <p>③世帯全員の住民票</p> <p>④町税完納証明書</p> <p>⑤賃貸住宅契約書の写し</p>	建設課 ☎68-1117														

制度	対象および支援内容	申請に必要な書類等	担当課																		
生活関連 被災者生活再建支援制度	<p>◆対象 り災証明において①半壊②一部損壊の判定を受けた世帯</p> <p>◆内容 自己住宅を再建、または補修する際に、金融機関から被災者向け住宅資金（100万円以上）を借り入れた場合の利子の一部を町が補給します</p> <p>※融資限度額500万円 ※利子補給率2%、利子補給期間5年以内</p>	<p>①交付申請書</p> <p>②り災証明書</p> <p>③融資契約書の写し</p> <p>④町税完納証明書</p> <p>⑤住民票など</p>	建設課 ☎68-1117																		
町税の減免	固定資産税・町県民税・国民健康保険税・介護保険料についての減免措置があります	くわしくは裏面をご覧ください	税務課 ☎68-1112																		
産業関連 市貝町制度融資（商店主・事業者向け）	<p>◆対象 町内に商店・事業所を有する方</p> <p>◆内容 設備資金・運転資金を融資します</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>運転資金</th> <th>設備資金</th> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>500万円以内</td> <td>700万円以内</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>5年以内</td> <td>7年以内</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>年1.6%</td> <td>年1.7%</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td colspan="2">保証料の全額を町が補助します</td> </tr> <tr> <td>返済方法</td> <td colspan="2">毎月分割返済・一括返済</td> </tr> </table>		運転資金	設備資金	金額	500万円以内	700万円以内	期間	5年以内	7年以内	利率	年1.6%	年1.7%	保証料	保証料の全額を町が補助します		返済方法	毎月分割返済・一括返済		<p>①保証人 取扱い金融機関、保証協会の定めるところによる</p> <p>②担保 申し込み金融機関と相談のうえ</p>	農林商工課 ☎68-1118
	運転資金	設備資金																			
金額	500万円以内	700万円以内																			
期間	5年以内	7年以内																			
利率	年1.6%	年1.7%																			
保証料	保証料の全額を町が補助します																				
返済方法	毎月分割返済・一括返済																				
産業関連 栃木県中小企業向け資金繰り対策	<p>◆対象 震災で被害を受けた事業者</p> <p>◆内容</p> <p>◆緊急対策資金 町の「り災証明」を受けた者で、り災の対応のために必要な設備資金や運転資金について8,000万円を限度に融資します（利率1.4%以内 期間10年 据置1年）</p> <p>◆経営安定資金（基盤強化融資） ①地震発生後、原則として最近1カ月間の売上高等が前年同月に比べ20%以上減少しており、かつ、その後3カ月間の売上高等が前年同期に比べ20%以上減少していることが見込まれる者、または②最近3カ月の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少している者に対し、運転資金として5,000万円を限度に融資します（利率1.6%以内 期間10年 据置1年）</p>		農林商工課 ☎68-1118																		
農業緊急支援資金利子補給費補助金制度	<p>◆対象 東日本大震災にともなう原発事故による農作物の出荷停止や風評被害等により損失を受けた農業者</p> <p>◆内容 農業経営の維持安定に必要な経営資金に対し、利子を全額補助（施設整備、機械購入等は除く）</p> <p>・貸付限度額500万円以内 ・償還期限3年以内（うち据置期間1年以内）</p>	農協および金融機関で借り入れ ※借り入れに必要な書類（損失を受けたことがわかるもの）については各融資金融機関にご確認ください	農林商工課 ☎68-1116																		

東日本大震災の義援金について

東日本大震災に伴う被災者への義援金について、対象世帯に交付します

◆対象 町の「り災証明」で住宅が全壊または半壊と認定された世帯

◆義援金の額 未定（配分委員会で決定します）

◆交付について

対象世帯に対して、5月中に役場から通知をお送りします

◆問い合わせ 総務企画課 ☎68-1111

東日本大震災に伴う町税等の減免について

この度の地震では本町のライフラインや公共施設等に大きな被害が生じ、災害救助法等が適用されました。町民の皆様におかれましても、家屋の損壊等の被害を受け、その対応策に苦慮されていることに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

市貝町では、被害を受けられた納税者の方に対し、次のような町税等の減免措置を実施します。

■ 固定資産税

- 1 減免対象者 所有する家屋が大きな被害を受けた納税義務者
- 2 減免対象税額 平成23年度課税額のうち納期限が到来する、被災した家屋の固定資産税相当額
- 3 減免の対象となる「損害の程度」と「減免の割合」

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、埋没、焼失等により原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき。	全額
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の100分の60以上の価値を減じたとき。	100分の80
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の100分の40以上100分の60未満の価値を減じたとき。	100分の60
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の100分の20以上100分の40未満の価値を減じたとき。	100分の40

※損害の程度は、「被害認定調査」により判定されます。

※塀や土留め、墓石など課税されていないものは対象となりません。

※大きな被害とは、建物の基礎、柱、梁、外壁などの主体構造が損壊し、大規模な修理を要する場合で、屋根の瓦が崩落した程度では対象になりません。

※被害物件に保険等による補てんがある場合は、減免額が補正されます。

※この度の被害により建物を取壊したときや、土地・償却資産に大きな損害があった場合については、税務課にご連絡ください。

■ 町県民税・国民健康保険税

- 1 減免対象者 所有する住宅や家財に受けた損害金額が、その価格の10分の3以上である納税義務者で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の者
※家財とは、日常生活の上で必要な家具や電化製品、衣類などで、所有する全ての家財の10分の3以上に損害があった場合に該当します。
※損害金額は、保険金等で補てんされた金額を差し引いた額です。
※国民健康保険税での合計所得金額は、世帯の被保険者全員の所得の合計額です。
- 2 減免対象税額 平成23年度課税額のうち納期限が到来する、税額の合計額
- 3 減免の対象となる「損害の程度」と「減免の割合」

前年の合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	10分の3以上10分の5未満	10分の5以上
500万円以下	10分の5	全額
500万円を超え750万円以下	10分の2.5	10分の5
750万円を超え1,000万円以下	10分の1.25	10分の2.5

□ 町税等の減免を受ける際の手続き等

- (1) 各税目等の納期限の7日前までに申請してください。(固定資産税については、被害調査の折に既に提出されている場合は、再度提出する必要はありません。)
- (2) 申請書等は、役場税務課窓口及び町ホームページからダウンロードして使用ください。
- (3) 減免となる年度は、平成23年度課税分です。
- (4) 申請に必要なものは
 - ① 申請書及び印鑑
 - ② 被害状況の写真(ただし、町から罹災証明が交付されている場合は必要ありません。)
 - ③ 家財についての損害内訳書
 - ④ 保険金等が補てんされている場合は、その金額がわかるもの

□ 申請窓口・問い合わせ 市貝町税務課 TEL68-1112

災害見舞金を支給します

東日本大震災において、自己の居住する住宅および付属家屋が被害を受けた世帯の世帯主の方に、次より見舞金をお支払いします

被害の区分	見舞金額
住宅の全壊	50,000円
住宅の大規模半壊	30,000円
住宅の半壊	20,000円
住宅の一部損壊、※付属家屋の損壊	10,000円

※対象となる付属家屋は、納屋、石蔵などです

◆申請手続き

- ①町の「り災証明」の手続きが済んでいる方
5月中に申請書の用紙をお送りします。必要事項を記入のうえ、町に提出してください
- ②「り災証明」の手続きをされていない方
主な被災箇所の写真と印鑑、世帯主の方の金融機関の口座番号をわかるようにして、役場に申請してください

◆申請期間 5月10日(火)から9月30日(金)まで

◆申請書提出先 市貝町総務企画課

〒321-3493 市貝町大字市塙1280 ☎(68)1111

災害廃棄物の処理について

東日本大震災により発生した災害廃棄物については、温泉西駐車場を利用していただいておりますが、未だ搬出が終わらない状況であるため、5~6月についても、下記指定日のみ搬入を受け入れいたします

◆指定日	5月	2日(月)・7日(土)・8日(日)・11日(水)・18日(水)・21日(土)・25日(水)・29日(日)
	6月	1日(水)・11日(土)・12日(日)・16日(木)・22日(水)・25日(土)・26日(日)・29日(水)

◆搬入時間 午前9時~午後5時まで

◆搬入できる災害廃棄物 瓦・大谷石・コンクリートブロック・木材等です
(各々指定の場所に置いてください)

◆注意事項

一般の可燃物、資源物、不燃物など、芳賀郡中部環境衛生事務組合において収集・処理の可能なものについては、収集日に地元ステーションに出すか、直接、芳賀郡中部環境衛生事務組合へ搬入してください
家電リサイクル法対象家電製品4品目(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン)及びパソコンについては、搬入しないでください(リサイクル法に基づいた手続きで処理してください)

◆問い合わせ 町民くらし課生活環境係 ☎(68)1114

介護保険料等の減免について

■第1号被保険者(65歳以上)およびその属する世帯の生計を主として維持する者の所有する住宅または家財の損害金額が、被災前の価格の10分の3以上となった納税義務者で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の者に対し、平成23年度保険料のうち納期限が到来する保険料額の合計額を減免します

◆減免割合 町県民税・国民健康保険料の減免割合(右ページ参照)に準じた割合

■介護給付・予防給付

介護保険利用者またはその属する世帯の生計を主として維持する者の所有する住宅または家財の損害金額が、被災前の価格の10分の3以上で、その者の前年の合計所得金額が1,000万円以下の者に対し、利用した介護サービス・介護予防サービス費を減免します

◆減免割合(町の給付割合が増える分、個人の給付割合が減ります)

前年の合計所得金額	特例給付割合	
	10分の3以上10分の5未満	10分の5以上
500万円以下	100分の93	100分の97
500万円を超え750万円以下	100分の92	100分の95
750万円を超え1,000万円以下	100分の91	100分の92

◆問い合わせ 健康福祉課高齢介護係 ☎(68)1113